

地域猫活動支援実施要領

(目的)

- 第1 地域猫活動を支援することにより、当該活動を普及・定着させ、飼い主のいない猫の適正管理を図り、県民の生活環境の保持に寄与するとともに、猫の引取り数の削減を目的とする。

(定義)

- 第2 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 1 地域猫活動とは、地域住民の理解と協力のもと、住民が主体となって飼い主のいない猫を適正に管理することにより人と猫の共生を図り、将来的に飼い主のいない猫を減らし、猫による糞害等の被害を少なくすることを目的とする活動をいう。
- 2 不妊去勢手術とは、オスの精巣の摘出手術並びにメスの卵巣等の摘出手術をいう。
- 3 本要領に基づき支援を受ける活動団体とは、下記の要件を満たす団体をいう。
 - (1) 活動団体は、給餌場所やトイレを適正に管理し、地域猫活動を適正に行うことができる、区長等（大規模な公共施設で実施する場合であって、隣接する地域への影響が想定されない場合を除く）を含む2世帯以上の住民で構成されていること。
 - (2) 活動団体は、自ら猫の捕獲及び手術施設への搬送・搬出を行うこと。
 - (3) 活動団体は、活動を実施する場所（給餌場所、トイレ設置場所、猫捕獲器設置場所）の土地所有者の承諾を得ていること。

(支援内容)

- 第3 福島県動物愛護センター、福島県動物愛護センター会津支所又は福島県動物愛護センター相双支所（以下「センター等」という。）が、地域猫活動を行う団体（以下「活動団体」という。）に対し、次のうち必要な支援を実施する。なお、下記3については、福島県動物愛護センターが実施する。
- 1 餌、トイレの設置場所に隣接する地域住民、市町村へチラシを配布し、地域猫活動の目的と手法について説明をするほか、当該地区へのチラシの回覧による活動の周知。
 - 2 不妊去勢手術のために必要な猫捕獲器の貸出し。
 - 3 猫の不妊去勢手術及び耳カット。

(費用)

- 第4 捕獲器の貸出し及び不妊去勢手術に関する費用は無料とする。その他必要な経費については、活動団体が負担するものとする。

(対象地域)

- 第5 支援を行う地域猫活動の対象地域は県内一円（中核市を除く）とする。

(申請方法)

- 第6 活動団体は、地域猫活動支援申請書（様式第1号）に地域猫活動実施計画書（様式第2号）及び土地使用承諾書（様式第3号、ただし活動団体構成員が所有する土地を使用する場合を除く）を添付し、活動を行う地域を管轄するセンター等に

提出しなければならない。また、活動団体はセンター等から追加資料の提出を求められた場合は、これに応じなければならない。

センター等は、提出を受けた申請書に収受印を押したうえで写しを申請者に返戻すること。

(申請内容の審査、支援の決定及び通知)

第7 センター等は、申請書の記載内容を確認の上、必要に応じて現地調査を行い、支援の可否を地域猫活動支援決定通知書(様式第4号)又は地域猫活動不支援決定通知書(様式第5号)により申請者に通知する。

なお、支援の決定を通知した後であっても、地域猫活動を適正に行うことができないと判断した場合は、支援を取消し、その旨を地域猫活動支援取消通知書(様式第6号)により地域猫活動団体に通知する。

(支援の実施)

第8 活動団体は、地域猫支援決定通知を受けた後、猫捕獲器の貸出しを希望する場合は、猫捕獲器貸出し申請書(様式第7号)を、不妊去勢手術の実施を希望する場合は、地域猫不妊去勢手術申請書(様式第8号)を活動を行う地域を管轄するセンター等に提出しなければならない。

なお、福島県動物愛護センター会津支所及び福島県動物愛護センター相双支所管内の地域猫の不妊去勢手術については、各支所及び福島県動物愛護センターの間で日程等を調整する。

また、センター等は、必要に応じて地域猫活動の実施について、活動団体へ助言、指導を行うとともに、「福島県動物愛護ボランティア登録要領」第5の2の規定に基づき、必要に応じて地域猫活動支援ボランティアへ協力を依頼する。

(支援期間)

第9 飼い主のいない猫の平均寿命を踏まえ、支援期間は1団体あたり最長5年間とする。ただし、活動団体が支援期間満了後も支援を必要とする場合は、再度申請することができる。

(活動内容の報告)

第10 支援を受けた団体は、支援期間中の年度末時点、活動終了時点、センター等が必要と認めた時点の地域猫活動実施報告書(様式第9号)を、各時点から30日以内にセンター等に提出すること。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか必要な事項は、食品生活衛生課長と福島県動物愛護センター所長の協議により定める。

附則

この要領は、令和5年12月25日から施行する。

附則

この要領は、令和7年6月26日から施行する。